

## 意見書案第5号

### グリーンヒル奥の森林における空気銃ゲーム場整備について 法の厳格な運用を求める意見書

グリーンヒルのつばき公園脇の市道からアプローチする森林（逗子市沼間5丁目9-17-1及び他8筆）約2.1haにおいて、昨年10月頃より事業者が出入りし、エアシューティング場の開園のため整備を行っており、周辺住民に対し、5月25日から利用を開始する旨、通告してきている。

当該森林に至る市道には、車両通行止めの柵が設置されており、事業者は山林の維持管理との申告により、市から鍵を貸与されているが、実際はエアシューティング場の整備工事であり、市街化調整区域である当該地において、森林の伐採、土砂の搬入等を行っている。

また、当該地には便所が1ヶ所設置されており、この施設がエアシューティング場のために設置されているとしたら、市街化調整区域である当該地において、同施設は違法建築物に当るものとも考えられる。

よって、神奈川県におかれては、法の厳格な運用を徹底し、事業者に対し、必要に応じて適切な措置を講じるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年6月19日

逗子市議会